

行政不服審査制度検討会開催要領

1 目 的

行政不服審査制度検討会は、行政不服審査制度の見直しについて、法制的な観点から有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

2 会 議

総務副大臣が主宰する検討会とし、行政不服審査法等諸制度に関し、専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求めるものとする。

3 運 営

- (1) 会議は座長が招集するものとする。
- (2) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行するものとする。
- (3) そのほか、会議の運営に必要な事項については、座長が定めるものとする。

4 庶 務

検討会の庶務は、総務省行政管理局企画調整課行政手続・制度調査室において処理するものとする。